

## かごしまフォーラム会則（第2回総会決定）

### （名称）

第1条 本会は、かごしまフォーラムと称する。

### （事務所）

第2条 本会の事務所は、理事長の指定する場所に置く。

### （目的）

第3条 本会は、鹿児島県立短期大学（以下、**県短と略記する**）と地域が連携するためのプラットフォーム形成を**学外から応援**する中で、地域が必要とするニーズを的確に把握し、地域課題の解決やイノベーションの創造に協力し、鹿児島の明日を担う人材を育成することを目的とする。

### （事業）

第4条 本会は、**県短**と地域の企業・学校・団体等との連携を**学外から応援**するため、次の事業を行う。

- (1) 日常的な交流の場の提供
- (2) 鹿児島の経済・社会・文化の発展にとって重要な課題に関する講演会の企画運営
- (3) 企業・学校・団体等の要請に応じたスタッフの派遣
- (4) 民間企業・行政機関等のニーズに応えた海外調査チームの組織
- (5) 県短の諸活動の支援
- (6) **県短の将来構想に関する調査・研究、およびその成果の地域との共有**
- (7) その他必要な事業

### （組織）

第5条 本会は、前条の目的に賛同する会員で構成する。

### （役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

理事長1名 理事20名以内 事務局長1名 事務局次長1名 監査役1名

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 **前号の規定に関わらず、理事長が欠けた場合、または職務の遂行が困難と理事会が判断した場合は、その間、理事会は理事長代行を置くことができる。理事長代行は2名以内とする。**
- 4 **理事会は、前項の規定により理事長代行を置いた場合には、直後の総会で会員に報告しなければならない。**

### （役員任期）

第7条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。補欠者の任期は、残任期間とする。

### （役員職務）

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は本会を代表し、フォーラムを統括する。
- (2) **理事長代行は理事長の職務を代行する。**
- (3) 理事は理事長を補佐する。
- (4) 事務局長は、理事長の統括の下で文書を起案し、会計業務、連絡調整業務を統括する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (6) 監査役は、本会の事業及び会計を監査する。

### （顧問、相談役）

第9条 本会には、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第10条 入会を希望する者は、理事長に入会届を提出し、会費を納入するものとする。

- 2 理事長は、本会の運営に支障があると認められる場合は、入会を保留することができる。

3 入会は、理事会での議決、または理事の過半数の賛成で承認される。

4 退会する者は、理事長に退会届を提出するものとする。

(総会)

第11条 総会は、毎年事業年度終了後1ヶ月以内に開催する。

2 総会の成立は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立とする。

3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が開催を要求したとき開催する。

4 総会は、本会の最高決議機関で、収支予算・決算、事業計画・報告、規約の改廃、役員を選出等を審議決定する。

(理事会)

第12条 理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

2 理事会は、総会への提出議案及び本会の運営に関する事項を協議する。

(定例会)

第13条 定例会は、原則として3か月に1回開催する。

(会議の議決)

第14条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の議長)

第15条 総会及び理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する者がこれにあたる。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費（臨時会費含む）及び寄付金その他の収入をもって経費に充てる。

2 会費は、個人会員は年間1万円、法人会員は年間3万円、協賛会員は年間10万円とし、一括納入とする。ただし、学生会員については年間1千円、県短同窓会員は年間3千円とする。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、令和2年度は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会の決議がなければ変更することはできない。

(会則に関する問題等の解決)

第18条 この会則に定めのない事項については、必要に応じ、理事会で協議して定めるものとする。

附則

この規則は、令和4年5月26日から施行する。